

ハラスメントは迷わず相談を

介護事業所向け弁護士相談

姫路市では、介護サービス利用者やその家族からのハラスメント（セクハラ、暴言・暴力等）等に関する弁護士相談窓口を月1回開設しています。相談料は無料です。

※同僚間や上司からのハラスメントは対象外です。



令和6年度相談スケジュール

年	相談日 (原則毎月第3火曜日)	相談時間 (各回 50分)
令和6年	4月19日(金)	①13:30～ ②14:30～ ③15:30～
	5月21日(火)	
	6月18日(火)	
	7月16日(火)	
	8月20日(火)	
	9月17日(火)	
	10月15日(火)	
	11月19日(火)	
12月17日(火)	※予約状況により、 相談時間が変更になる 場合があります。	
令和7年	1月21日(火)	
	2月18日(火)	
	3月18日(火)	

予約方法

1. 電話をかける

姫路市介護保険課に電話をかけます。

2. 予約

事業所名、サービス種別、担当者名、希望日時等をお伝えください。

3. 相談シートの作成

市から送信する相談シートを事前に作成してください。相談シートは市に送信するか当日持参が必要です。



4. 相談当日

予約時間の5分前に姫路市介護保険課（本庁舎2階）へお越しください。

相談場所

姫路市役所介護保険課相談室（本庁舎2階）

相談内容

契約書の解除条項の見直し、法的措置の検討等

※案件1件につき1回まで。1事業所1回までではありません。

姫路市役所介護保険課

姫路市安田四丁目1番地（本庁舎2階）

☎079-221-2923（月～金/8:35～17:20）祝休日・年末年始を除く

問い合わせ先